

雜 纂

所謂貞應の廻船式目の製作年代

——住田法學士の説に就て——

古 田 良 一

予は大正十五年十二月發行の「海法會誌」第十一號に「所謂貞應ノ廻船式目ニ就キテ」と題する小篇を掲げ、我國最古の海法として傳へらるゝ貞應の廻船式目が、果してその末文記載の如く貞應二年に制定せられしものなりや否やに就き諸學者の説を述べ、それに對する卑見を陳したり。而してその結論は、貞應二年の制定にかゝるものにあらずして、恐らくは室町時代中葉以後の作なるべけれど、天正九年以後のものにはあらずと云ふに

あり。然るにその後、法學士住田正一氏は「日本海法史」を著はされ、その中に於てこの式目の貞應二年の制定にかゝるものなることを詳論せられ又目下刊行中の同氏編纂「海事史料叢書」第一卷の解題に於ても繰返し論せられたり。住田學士は予の前掲論文には何等言及せられずして、内田銀藏博士、柴謙太郎氏及び河瀬蘇北氏等の説を反駁せられたるものなれども、予もこの式目を貞應二年のものにあらずとなすことに於てはこれらの諸氏

と見を同じうするものなるが故に、こゝに住田學士の所論に對し卑見を述べんとす。

住田學士は夙に海法史の研究に従事せられ、大正十四年「海上運送史論」の著を公にせられし時、已にこの廻船式目に就き述べらるゝ所あり。曰く

吾人の想像を以てすれば寧ろ廻船式目なるものは清盛時代に既に存したる航海業者の慣習が、其平家没落と共に一時散逸せるを、更に鎌倉時代義時の頃に之を蒐集し、其取引者間の規約として制定し、遵守せしめたるものと謂ふべく、海上法規が本來航海業者なる特別の團體内に發達し、實施せられしものなるが故に、一般法規の制定は獨立浸交渉に存續し、其法規の内容は時代ミ所ミに従ひ多少の變化を見つゝ、後世に傳へ繼がれ、其現存の多くは總て此後世のものに屬するものなるべし。要するに廻船式目の年代に就ては之を足利時代に求むる學者少からざるも、予は寧ろ現存同法規奥書の記載する所に従ひ、鎌倉時代貞應年間初めて成れる規約の袖判に起源するものなりと解せんミ欲す。

所謂貞應の廻船式目の製作年代 (古田)

(海上運送史論一六三—一六四頁)

と。これによれば、學士は現に存する廻船式目の内容の多くは後世のものなれども、その淵源する所は貞應二年に制定せられし規約にありとせらるゝが如し。然るに「日本海法史」を著はさるゝに及び、現今各地に存する各種の式目を比較して、大體に於てこれを三十一ヶ條のものど四十三ヶ條のものとの二種に分たれ、前者を以て制定當時のものとし、後者は必要に應じて後世條文の追加せられたるなりと述べられたり(日本海法史八六頁)。

これ嘗て予が兵庫縣舞子の桃木武平氏の説として擧げたる、條數少きものを制定當時のものとし、その後必要に應じ追加せられたるなりと説くに似たるものなり。而して學士はこの式目を貞應二年の制定にあらずとする諸家の説を駁し、尋でこれを室町時代のものとなすを得ざる所以を述べ、又鎌倉時代の海運事情に照してこの式目の末文に記

第十五卷 第三號 三六九

する所の信ずるに足るべきことを論せられたり。依て予は先づ學士の諸家の説に對する反駁の妥當なりや否やを批判せんとす。

廻船式目制定に關し貞應年間頃の文献に何等の徴すべきことなきは何人も疑を挾む所ならん。予も當時の記録として最も信憑すべき吾妻鏡にこれに關する記事の少しも見えざることを以て、この式目末文記載の事實の信ずるに足らざる有力なる理由となせり。然るに學士はこれに就き、

廻船式目ハ本來貞永式目ト對比スベキモノニ非ズ、其内容ハ船ノ法度ニシテ、海上商人ノ準繩タルモノナリ。故ニ之ヲ守護地頭ニ下知スベキモノニ非ズ、從ツテ幕府ハ此法度ヲ認メテ、其關係商人間ニ遵守スベキモノナルコトヲ裁可セルニ過ギズ。現ニ其末文ニハ「袖判」トアリ、(中略)而シテ此規定ノ性質上、幕府ニ於テ之ヲ守護地頭ニ下知スルノ必要無ク、又之ヲ一般ニ公布スルノ要ナカリシモノナリ。故ニ單ニ制定公布ノ史實

ナキノ點ヲ以テ否定スルハ當ラズ。(日本海法史六一頁)

と述べられたり。然れども海上商人の準繩たるが故に、守護地頭に下知する要なく、又一般に公布の必要もなしとは言ひ難し。この式目に定められたる船の衝突又は難破等のことに關し訴訟起りたる場合、如何にこれを處置すべきやを有司に知らしめざるべからず。故にこの式目は單に商人間の慣習を聽取してそれに裁可を與へたるものなれば制定の史實なきは怪むに足らずとすとも、公布の史實は當然あるべきこと、思はる。又假令公布の史實を缺くとも、少くとも末文記載の事實即ち北條義時が攝津兵庫の辻村新兵衛、土佐浦戸の篠原孫左衛門、薩摩坊津の飯田備前と云へる三人の者を鎌倉に招き、海運上の慣習を諮問せりと云ふことだけにても吾妻鏡に記事なきは如何。殊に九州四國及び畿内の三港よりはるく鎌倉に召出すこ

となれば、尋常一樣のことにはあらず。然るに幕府の記録に據り編纂せられ記事詳細を極めたる吾妻鏡に毫もそのこと見えざるは疑を挾むべきなり。學士は又制定公布の史實なきが故に廻船式目存せずとせば、江戸時代に於ても幕府がこれを海上法規として認め公布せる事實なし。而も江戸時代にこの式目が古法として海上商人間に遵守せられ、又役吏の裁定の規矩たりしことは明かなれば、この點より云ふも制定公布の有無と廻船式目の存し行はれたることとは無關係なりと論せられたり(六三三頁)。然れどもこは殆ど理由とはならざることなり。江戸時代に於ては已にこの式目が相當久しきに亙り存し且つ行はれたることは一般に知らるゝ所にして、又幕府の施政に對し何等の害あるものにもあらざれば、特にこれを禁ずるの令發せらるゝか、或はこれに代るべき規定の制定せられざる限り、從來の慣習によりその效力の持續する

は當然なれども、鎌倉時代に於てはこの時始めて義時が裁可を與ふるものなるが故に、全く事情を異にす。故に江戸時代に制定公布の史實なきことは、鎌倉時代に於て制定公布の有無と式目の存し行はれたることとは無關係なりとの論の根據となし難し。次に學士は廻船式目の編纂に關し史料の少きは、一はこの式目が貞永式目の如く治政の重要規定にあらずして私人の法たるが故に重きを置かれざりしと、他は本來この時代の現存史料少きに因ると述べられたり(六三三頁)。然れどもこは論據頗る薄弱なり。假令私人の法に關することにせよ、三人の者を鎌倉に招きて海運上の慣習を諮問するなれば、それに就きての記事が當時の記録に少しも見えざること疑を挾む餘地あり。況んや寛喜三年には寄船に關する令を發し、その令が貞永式目追加に收められあることは學士も述べらるゝ如くなれば、幕府に於ても當時海法を輕んじ

たりとは認め難きに於てをや。若し夫れこの時代の現存史料少きがためと云ふが如きは、殆ど傍證にも値し難き薄弱なる論なり。

廻船式目の文體が鎌倉時代のものとしては疑はじこの先人の説に對し、學士は漢文體、和文體はその時の便宜によれるものにして、必ずしも時代的特色と斷すべからずと述べられたり（六四頁）。文體とは必ずしも漢文、和文と云ふことにはあらずして、漢文にせよ、和文にせよ、時代相應の特色あるを云ふものにして、その點に就きて先人の疑を挾めることは理由なきにあらざれども、予は文體のことを以てこの式目の製作年代を論ずる上に有力なる根據となるものにあらずと考ふるにより、こゝには述べず。

次に廻船式目の内容が鎌倉時代のものなりとこのことを論じて、三つの理由を擧げられたり。第一は、廻船式目の第一條に寄船に關する規定ありて

これと同趣旨の寄船掠奪禁令が式目裁可後九年に當る寛喜三年に發せられたるを見れば、當時寄船の弊害甚だしく、これに關する海上規定を設くる必要ありしが故なりと云ふにあり（六五頁）。然れども寄船の弊害は必ずしもこの時代に限りたることにはあらず。又式目の第一條に掲げられたることが必ずしも最も弊害多かりしためとは云ひ難かるべく、從つてこの事實を寛喜三年の令との間に何かの關係を求めんとするは無理なることと云はざるべからず。寧ろ予は廻船式目の如き整頓したる海上規定あらば、それより僅に數年の後に何故寄船掠奪禁令の出でしやを解するに苦むものなり。第二に、廻船式目の末文に「理ヲ曲グル法有共、法ヲ曲グルノ理不可有之候、此三十一ヶ條引合、理ヲ以可有沙汰者也」とあるを以て、貞永式目と字の御書に「或ハコトノ理非ヲツギニシテ、其人ノ強キ弱キニヨリ、或ハ御裁許フリタル事ヲワス

ラカシテオコシタテ候」とあると、思想及び文體に於て共通なりとせられたり(六五—六六頁)。貞永式目と字の御書とは式目發布に際して北條泰時が六波羅の重時に與へし書状を指されしものなるべく、それと廻船式目末文とが果して思想、文體に於て共通なりや否やは姑く措き、假に共通なりとすれば、こは却つて後世偽作するに當り鎌倉時代のものたるを裝はんがためになしたるものとも解せられざるにはあらず。第三に、廻船式目の内容及び用語例が王朝時代の思想を受けたるものにて、室町時代に至り始めて定められたるものにあらずとせられたり(六六頁)。このことは予も異論なき所にして、廻船式目の規定は古來の慣習に基くものなれば、その中に王朝時代及び鎌倉時代の思想あることは當然なり。然れどもその事實と式目の製作年代とは全く別問題なり。

貞應二年の頃には兵庫、坊津、浦戸の三港はさ

所謂貞應の廻船式目の製作年代 (古田)

まで繁榮ならざりしが故に、これらの港の人を召出したりとこのことは疑はしとの説に對し、學士はこれら三港は王朝時代以來繁榮し港にして、鎌倉時代に於ては近畿以西、瀬戸内を中心とする海路の三大中心港なりきと述べられたり(七一—七三頁)。予は兵庫及び坊津の海港として重要な地位にありしを認めれども、浦戸に就ては疑なきを得ず。土佐日記及び延喜式の記事は浦戸が地方的港灣たることを示すのみにして、學士の言はるゝ如く瀬戸内海を中心とする海路の三大中心港の一とは認め難し。浦戸の繁榮は室町時代中葉以後、遣明船が航路を南海に取るに至りて後のことなり。

以上を以て學士が諸家の説に對する批評として述べられたることに關する卑見を陳せしが、進んで學士が廻船式目を室町時代のものとすべからざる所以として論せられたる點に就き検討せん。

學士は廻船式目が室町時代の末期に存したるこ

とを明かにすべき史料を擧げ、已に末期に存するならば、この式目の製作年代を室町時代なりとするには、初期又は中期に作られたりと言はざるべからず。然るに室町時代の初期又は中期は法制の點に於て殆ど見るべきものなく、鎌倉時代法制の繼承なり。室町幕府は當初より戰亂絶えず、北條氏の如く治世の基礎鞏固ならず、又新に法制を設けて國の統一を計るに足る餘裕を有せざりしが故に、かゝる時代に廻船式目の編纂ありきと推定するは妥當を缺くの憾ありと論せられたり（六八—七〇頁）。然れども室町時代説を採る論者も、この式目を室町幕府の制定なりとは言はず。若し室町幕府の制定ならば、安んぞ鎌倉時代に假託するが如きことあらんや。民間に於て作られたるが故に鎌倉時代のものなるが如く装ふに至りしなり。されば室町幕府が法制編纂の餘裕なかりしことは、この式目の室町時代の製作にあらずとの論據には

なり難きものなり。次にこの式目の末文を以て後人が故らに古くせんため追加せるものなりとせば各地に存する廻船式目の末文の同一なるを説明するに困難を感じるのみならず、又室町時代末葉當時既に虚偽の追加ありしこととなり、即ちこの式目編纂後間もなく末文追加をなせしこととなり、その何の爲めになされたるか説明するを得ざるべしと論せられたり（七〇頁）。この點に就ては予は從來の學者の所説中、末文を後世の追加とせらるゝものあるには同意し難く、寧ろ學士の述べらるゝ所に理由あるを認むれども、予の見る所にては末文は本文と同時に作られたるものにして、本文の作られたる後に故らに時代を古くせんがため追加せられたるにはあらず、本文の作者が同時に末文を作りて鎌倉時代に假託したるなりと考ふ。かく考ふれば、各地の廻船式目の末文の同一なるを説明するに毫も困難を感せざるのみならず、この

式目を室町時代の製作にかゝるものとして何の都合もなかるべし。

次に鎌倉時代の海運事情と照し考へ、廻船式目をその時代のものとして不當にあらずとの三つの理由を挙げられたり。第一は鎌倉時代の主要海上規定と廻船式目とに共通點あるのみならず、廻船式目の内容に於てもこれを鎌倉時代のものと推定し得べき點少からず。第二は兵庫、坊津、浦戸の三港は王朝時代以來繁えたる主要海港なれば、これらの港の船舶事務管掌者が地方の斷片的慣習を基礎として廻船規定を編纂することは必ずしも異とするに足らず。第三は王朝時代の海上規定は官物官船に關するものにて私商人の海上規定にはあらざりしが、その時代にも私商船の海上交易多かりしことは明白なれば、それに伴ひて海上の慣習を生じたるべく、取引の進捗と共に容易に發達し鎌倉時代に於て大成を見たるものと推察するを得

べしと云ふにあり(七一—七四頁)。この三つの理由は學士が諸家の説を反駁せられし中に述べられたる所にして、第一の理由は恐らく寛喜三年に發せられし寄船に關する令と同趣旨の規定が廻船式目第一條に見ゆること、廻船式目末文の思想及び文體が貞永式目と和字の御書と共通點あること等を指されしものなるべく、第二の理由と共に已にそれに就ての卑見を上に述べたり。第三の理由も亦廻船式目の内容及び用語例が王朝時代の思想を繼承せりとの學士の説に對する批評に述べたる如く廻船式目の中に王朝時代の慣習と見らるゝ事項あることは、この式目の製作年代を論ずる上に何の理由ともならざるものなり。

學士の「日本海法史」に述べられたる所に對する卑見は以上の如くにして、即ち學士の所説は何れも廻船式目の貞應二年の作たるを證するに足るものにはあらず。少くとも室町時代の作なりとの從



來の學者の論を反駁するには足らざるものなり。室町時代説に積極的理由なきことは學士の述べらるゝ如くなれども、鎌倉時代のものにあらずして而も戰國時代に存在したること確實なりとせば、これを室町時代の作として毫も不可なし。予の已に「海法會誌」に述べたるが如く、天正九年に明かに存したることは越前三國町の内田敬三氏所藏の古記録によりて知らるゝ所なれども、學士の著書により土佐に傳へらるゝものゝ來歴を詳かにし(七六頁)、又伊豫國溫泉郡睦野村大字睦月立川篤吉氏所藏「船法」の奥書に天文九年六月とあることを知るを得たるは(一九三頁)、深く學士に謝する所にして、これによりてこの式目の確實に存在したる年代を更に溯らしむるを得たり。然れども式目末文の記載事實の信すべきものなりや否やに就きては、遺憾にして予は到底學士と所見を一にするを得ず。予はこのことに就き「海法會誌」に左の

如く論じたり。

第一ニ若シコノ式目ニ記セルコトヲ事實ナリトセハ當時ノ幕府ノ記録トシテ最モ信用スヘキ吾妻鏡ニ何等カノ記事アラサルヘカラス然ルニ吾妻鏡ノ貞應ノ頃ニコレニ似ヨリタル記事タモ見ルテ得ス第二ニ若シカクノ如キ精細ナル規定ノ貞應年間ニ制定セラレタルモノアリトセハ貞永式目又ハ貞永式目追加ニコレヲ載セサルコト解シ難シ殊ニ貞永式目追加ニハ寛喜三年六月六日附ノ「海路往反船之事」ト云ヘル一條アリテ難破船ノ取扱ニ關シ定ムル所アリ既ニ貞應二年ニ精細ナル廻船式目ノ制定セラレタルアラハソレヨリ八年後ナル寛喜三年ニカクノ如キ令ヲ發スルノ要ナカルヘク又船舶ニ關スル規定ヲ貞永式目追加ニ掲クルニ際シテハ何ヨリモ先ツカ、ル精細ナル廻船式目ヲ探ラサルヘカラサルナリ以上ノ二ツノ事實ハコノ廻船式目ノ貞應年間ノ制定ニカ、ルモノナルコトヲ疑ハシムルニ十分ナリト云フヘシ

尚浦戸の鎌倉時代に港泊として重要な地位にあ

らざりしことをも傍證として擧げたり。然れども予が以て鎌倉時代のものにあらずとなす二つの理由は、學士に於ては却つて鎌倉時代のものなりとなす理由となるべきことは、上に述べたる所により略推知せらるべし。されば畢竟水掛論たるに過ぎざるべけれども、予は學士の所説を以てしては廻船式目の鎌倉時代に作られたることを立證するを得ずと信するものなり。依てこの式目の製作年代を室町時代となさんとす。而して恐らくは室町幕府の遣明貿易船が航路を南海に取り、従つて浦戸がこの航路に於ける重要なる港となりし以後なるべしと考ふ。